資金決済法に基づく表示(資金移動業)_新旧対照表

真並认併仏に坐 2、		
変更前(2021年4月1日版)	変更後(2021年5月28日版)	説明
1.資金移動事業者	1.資金移動事業者	
JAL ペイメント・ポート株式会社	JAL ペイメント・ポート株式会社	
(資金移動業者 関東財務局長第 00062 号)	(<u>第二種</u> 資金移動業者 関東財務局長第	資金決済法改正に伴う改正
	00062 号)	
:	:	
(新設)	15. 営む資金移動業の種別ならびに履行保	
	証金の算定期間および供託期限	
	(1)営む資金指導業の種別	
	·第二種資金移動業	
	(2) 履行保証金の供託、履行保証金保全契約	
	又は履行保証金信託契約の別	
	・供託及び履行保証金保全契約	
	(3)履行保証金保全契約の相手方の氏名、商号	
	又は氏名	
	・株式会社みずほ銀行	
	(4) 営む資金移動業の種別ごとの算定期間及	
	び供託期限	
	当社の営む第二種資金移動業に係る算定期	
	間は、一週間であり、供託期限は、三営業日	
	<u>です。</u>	

16.当社は、JAL Global WALLET が会員等以外の第三者に不正使用され、会員等に損害が発生した場合(会員等以外の第三者によりJAL Global WALLETが不正に開設された場合を含みます)における損害につき、「JAL Global WALLET 会員規約」第37条に従って補償します(ただし、会員のうち会員規約第2条第15項で定めるコース未選択の会員等を除きます。また、当社と連携する連携先の利用者については、連携先が提供するサービスに関する利用規約その他連携先が定める各種規定が適用されます)。 詳しくは「JAL Global WALLET 会員規約」

第37条、第30条をご確認ください。